

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の18第1項	特定粉じん排出等作業の方法の計画変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第18条の17第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。